

本件事故当時、南相馬市小高区の病院に入院していた被相続人（申立人の母親）が、本件事故により避難を強いられ、平成23年4月に死亡したとして、避難費用（宿泊費を含む）、葬儀費用、逸失利益及び精神的損害（避難に伴う慰謝料、入院慰謝料及び死亡慰謝料）等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

- (1) 故A（以下「申立外故人」という。）の避難費用
- (2) 移動宿泊費
- (3) 葬儀費用
- (4) 死亡逸失利益
- (5) 精神的損害
 - ①申立外故人の避難に伴う慰謝料及び入院慰謝料
 - ②申立外故人の死亡慰謝料（申立人固有の慰謝料も含む。）
- (6) その他損害（入院費、入院雑費、文書費）
- (7) 弁護士費用

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項1の損害項目に対する和解金として、金1464万8779円の支払義務があることを認める。

(内訳)

- | | |
|-----------------------------|------------|
| (1) 避難費用 | 9万7125円 |
| (2) 移動宿泊費 | 67万1580円 |
| (3) 葬儀費用 | 50万0000円 |
| (4) 死亡逸失利益 | 55万4080円 |
| (5) 精神的損害 | 1236万0000円 |
| ①申立外故人の避難に伴う慰謝料及び入院慰謝料 | 36万0000円 |
| ②申立外故人の死亡慰謝料（申立人固有の慰謝料を含む。） | 1200万0000円 |
| (6) その他損害（入院費、入院雑費、文書費） | 3万9331円 |
| (7) 弁護士費用 | 42万6663円 |

第3 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項に掲げる損害項目（遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間には何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年 9月5日

(仲介委員長 川村延彦、仲介委員 高橋輝美、同 小笹勝章)